

# 静岡福祉大学学則

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

(目 的)

第1条 静岡福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな人間性を育み、福祉及び教育に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、共生社会のための有為な人材を養成することを目的とする。

### 第2節 自己評価

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 自己評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。
- 3 自己点検・評価委員会に関する規程は、別に定める。

### 第3節 組 織

(学部、学科、入学定員等)

第3条 本学において設置する学部学科並びに当該学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりである。

学 部	学 科	入 学 定 員	編 入 学 定 員		収 容 定 員
			2 年 次	3 年 次	
社会福祉学部	福祉心理学科	100 人	2 人	2 人	410 人
	健康福祉学科	60 人	2 人	2 人	250 人
子ども学部	子ども学科	70 人	—	—	280 人

(学部及び学科の目的)

第4条 社会福祉学部は、時代に即応する新しい人材の育成という建学の精神のもと、変動する現代社会の本質をとらえ、課題解決のリテラシーをもつ人材を育成するとともに、福祉、心理、健康などの学際的な分野に関する教育・研究をとおして社会全体のウェルビーイングをめざすことを教育研究上の目的とする。

(1) 福祉心理学科は、次のア～エを教育研究上の目的とする。

- ア 福祉や心理に関する諸課題について教育・研究する。
- イ 福祉に関する諸課題について、優れた見識をもって実践的に取り組むことができるソーシャルワーカーを育成する。
- ウ 広く心理に関する学修をとおして、心理的な諸課題を解決できる人材を育成する。
- エ ソーシャルワークや心理的支援のリテラシーを身に付け、広く社会で活躍できる人材を育成する。

(2) 健康福祉学科は、次のア～エを教育研究上の目的とする。

- ア 健康や福祉、介護、医療に関する諸課題について教育・研究する。

イ 福祉に関する諸課題について、優れた見識をもって実践的に取り組むことができるソーシャルワーカーを育成する。

ウ 介護福祉の本質を理解するとともに、近未来のケアについて提案し続けられる介護福祉士を育成する。

エ ヘルスリテラシー、ケアワーク、ソーシャルワークに関する専門的な知識・技能を身に付け、広く社会で活躍できる人材を育成する。

2 子ども学部は、変動する現代社会の課題に取り組むために必要な資質・能力を理解し、一人ひとりの多様な個性に寄り添い見守ることができる教育者、保育者を育成するとともに、教育、保育、福祉に関する課題解決に向けた教育・研究をとおして社会全体のウェルビーイングをめざすことを教育研究上の目的とする。

(1) 子ども学科は、次のア～ウを教育研究上の目的とする。

ア 教育や保育に関する諸課題について教育・研究する。

イ 教育や保育に関する諸課題について、卓越した課題意識をもって実践的に取り組むことができる教育者、保育者を育成する。

ウ 教育や保育の知識・技能を身に付け、広く社会で活躍できる人材を育成する。

(情報システム推進センター等)

第5条 本学に、情報システム推進センターその他のセンターを置く。

2 センターに関する規程は、別に定める。

#### 第4節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長を補佐するため、学長が必要と認める場合は、理事会の承認を得て、副学長を置くことができる。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 副学長は、学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、その職務を行う。

6 副学長に関する規程は、別に定める。

#### 第5節 運営協議会

(運営協議会)

第7条 本学に、管理運営に関する重要事項を審議するため、静岡福祉大学運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第7節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 10 条 学年を、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 学長は、必要がある場合には、各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第 11 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日

(3) 本学の開学記念日 10 月 31 日

(4) 春期休業日 3 月 20 日から 4 月 6 日まで

(5) 夏期休業日 7 月 20 日から 8 月 31 日まで

(6) 冬期休業日 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで

2 学長は、必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第 2 章 学 部 通 則

### 第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 12 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 13 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。なお、第 15 条第 2 項、同条第 3 項、第 19 条及び第 20 条の規定により入学した学生は、第 21 条により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第 2 節 入 学

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 15 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学者資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(第3年次編入学)

2 第3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 他の大学を卒業した者又は他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有するものに限る。）
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上あることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有するものに限る。）

(第2年次編入学)

3 第2年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 他の大学を卒業した者又は他の大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有するものに限る。）
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上あることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有するものに限る。）

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第18条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条 学長は、他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第20条 学長は、第38条又は第39条の規定により、退学した者又は除籍された者で、同一学科に再入学を志望する者がいるときは、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の単位数等の取扱い)

第21条 第15条第2項、同条第3項、第19条又は前条の規定により編入学、転入学又は再入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転学部・転学科)

第22条 学生が、所属学部の学科から他の学部の学科又は同一学部の他の学科への転学部、転学科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、学長が許可することができる。

2 転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める静岡福祉大学転学部・転学科に関する規程による。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目を分けて、基礎科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

3 1年間に履修登録できる単位数には、上限を設定する。

(授業の方法)

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(以下「遠隔授業」という。)

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、遠隔授業を行う場合についても同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(教職課程)

第24条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法及び同法施行規則に定める科目の単位を取得しなければならない。

2 教職に関する科目及び単位数は、別表第2「教職に関する科目」に定める。

3 教職に関することは、別に定める。

(単位)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な時間数を考慮して1単位とする。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第28条 試験等の成績評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修)

第29条 教育上有益と認めるときは、大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の

要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む）又は外国の短期大学における履修により修得した単位認定に際しても準用する。

（大学以外の教育施設等における学修の認定）

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条により修得したものと認めた単位と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）及び前条第1項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第29条及び第30条により認められた単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定は、第29条第3項の場合に準用する。

（遠隔授業の単位認定）

第31条の2 第23条の2第2項に定める遠隔授業により修得する単位数は、別表第3に規定する各学科所定の卒業に必要な単位のうち60単位を超えないものとする。

（履修方法等）

第32条 この節に定めるもののほか、履修方法等については、別に定めるところによる。

#### 第4節 休学、留学及び退学

（休学）

第33条 学長は、疾病その他特別の理由により2か月以上修学することができない者から、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署をもって休学の願い出があった場合は、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条の在学期間には算入しない。

（復学）

第35条 学長は、休学している者から、休学理由が消滅したとして復学の願い出があったときは、復学を許可することができる。

（転学）

第36条 学長は、他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者から、当該他の大学への入学又は転入学の願い出があったときは、当該他の大学への入学又は転入学を許可することができる。

（留学）

第37条 学長は、外国の大学に留学しようとする者から、留学の願い出があったときは、留学を許

可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 40 条に定める在学期間に含まれることができる。

3 第 29 条第 2 項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第 38 条 学長は、疾病その他の理由により退学しようとする者から、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署をもって退学の願い出があったときは、退学を許可することができる。

(除 籍)

第 39 条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 13 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 34 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

## 第 5 節 卒業及び学位

(卒 業)

第 40 条 本学に 4 年（第 15 条第 2 項、同条第 3 項、第 19 条又は第 20 条の規定により編入学、転入学又は再入学した者については、第 21 条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表第 3 に規定する各学科所定の卒業に必要な単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 学長は、卒業の要件を満たす学生が国家試験受験資格取得、就職活動などの理由により、引き続き在学を希望する場合、教授会の議を経て、卒業の延期を許可することができる。

4 卒業の延期に関し必要な事項は、別に定める。

(学 位)

第 41 条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

社会福祉学部	福祉心理学科	学士	(福祉心理学)
	健康福祉学科	学士	(健康福祉学)
子ども学部	子ども学科	学士	(子ども学)

## 第 6 節 賞 罰

(表 彰)

第 42 条 学長は、学業成績及び性行が特に優秀で他の学生の模範とするに足る学生があるときは、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲 戒)

第 43 条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7節 研究生、科目等履修生、委託生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第45条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(委託生)

第46条 学長は、本学において、官公庁、学校団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、委託生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第47条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第48条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規程)

第50条 研究生、科目等履修生、委託生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第8節 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第51条 本学に入学を志願する者は、入学願書を提出するときに、入学検定料として30,000円を納付しなければならない。ただし、大学入学共通テスト利用入試は15,000円とする。なお、2学部を併願する場合等にあつては、別に定める。

(入学金)

第52条 本学に入学を許可された者は、入学の手続を行うときに、入学金として300,000円を納付しなければならない。

(授業料等)

第53条 本学の授業料等は、年額で次のとおりとし、毎年4月30日までに納付しなければならない。ただし、4月及び10月の2回に分けて納付することができる。

学 部	学 科	授業料 (円)	施設設備維持費 (円)	計 (円)
社会福祉学部	福祉心理学科	540,000	410,000	950,000
	健康福祉学科	540,000	410,000	950,000
子ども学部	子ども学科	540,000	410,000	950,000



2 前項の規定に関わらず、入学年次にあつては、前期分の授業料等は入学金と合わせて納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 54 条 前学期又は後学期の中途において復学した者は、復学した日の属する月から当該学期末の月までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

(学期の途中で卒業する場合の授業料等)

第 55 条 前学期又は後学期の途中で卒業する者は、卒業する日の属する学期末の月までの授業料等を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 56 条 前学期又は後学期の中途において休学し、退学し、転学し及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料等の額は、その全額とする。なお、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、在籍料として当該学期の授業料相当額の半額を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(授業料等の減免等)

第 57 条 経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は第 53 条第 1 項の規定に関わらず、納付期限を延長し、一括若しくは分割して納付させることができる。

2 授業料等の減免、延納及び分納に関し必要な事項は、別に定める。

(入学金の納付)

第 58 条 (削除)

(授業料等の不還付)

第 59 条 既納の授業料等は、特別な場合を除き、還付しない。

## 第 9 節 図書館

(図書館)

第 60 条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 節 公開講座

(公開講座)

第 61 条 社会人の教養を高め、文化向上に資するため、公開講座を行うことができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 11 節 教授会への通知

第 62 条 学長は、第 22 条第 1 項、第 33 条第 1 項、同条第 2 項、第 35 条、第 36 条、第 37 条第 1 項、第 38 条、第 39 条及び第 44 条から第 49 条に規定する手続を行ったときは、教授会に通知する。

## 第 12 節 補則

(補 則)

第 63 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 13 節 改廃

(改 廃)

第 64 条 この学則の改廃は、教授会及び運営協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則（平成 16 年 3 月 9 日程第 7 号）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 8 日則第 3 号）

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 25 日則第 2 号）

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 13 日則第 5 号）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 30 日則第 6 号）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 29 日則第 2 号）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 22 日則第 1 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日則第 5 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 10 日則第 6 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 2 日則第 11 号）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度における入学定員及び収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学部・学科		平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		入学定員	編入学定員 (3 年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3 年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3 年次)	収容定員
社会福祉学部	福祉心理学科	80 人	5 人	300 人	80 人	5 人	310 人	80 人	5 人	320 人
	医療福祉学科	60 人	—	60 人	60 人	—	120 人	60 人	5 人	185 人
	健康福祉学科	60 人	—	60 人	60 人	—	120 人	60 人	5 人	185 人
	福祉情報学科	—	—	243 人	—	—	160 人	—	—	80 人

附 則（平成 23 年 3 月 8 日則第 2 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 26 日則第 2 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 9 日則第 3 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日則第 7 号）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 23 日則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日則第 5 号）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日則第 6 号）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 18 日則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度から平成 30 年度までにおける入学定員及び収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

年 度		平成 27 年度				平成 28 年度			
学部	学科	入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員
			2 年次	3 年次			2 年次	3 年次	
社会福祉学部	福祉心理学科	80 人	2 人	2 人	330 人	80 人	2 人	2 人	330 人
	医療福祉学科	40 人	2 人	2 人	230 人	40 人	2 人	2 人	210 人
	健康福祉学科	60 人	2 人	2 人	250 人	60 人	2 人	2 人	250 人
子ども学部	子ども学科	50 人	—	—	50 人	50 人	—	—	100 人

年 度		平成 29 年度				平成 30 年度			
学部	学科	入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員
			2 年次	3 年次			2 年次	3 年次	
社会福祉学部	福祉心理学科	80 人	2 人	2 人	330 人	80 人	2 人	2 人	330 人
	医療福祉学科	40 人	2 人	2 人	190 人	40 人	2 人	2 人	170 人
	健康福祉学科	60 人	2 人	2 人	250 人	60 人	2 人	2 人	250 人
子ども学部	子ども学科	50 人	—	—	150 人	50 人	—	—	200 人

附 則（平成 27 年 3 月 6 日則第 3 号）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 25 日則第 1 号）

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日則第 2 号）

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 30 日則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 静岡福祉大学総合研究所規程（平成 16 年 3 月 9 日程第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日則第 3 号）

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 22 日則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 29 年 11 月 23 日から施行する。
- 2 別表第 1、別表第 2、別表第 3 については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 9 日則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 2 の子ども学部子ども学科及び別表第 3 の社会福祉学部福祉心理学科については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 9 日則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉学部医療福祉学科は、平成 31 年 3 月 31 日において当該学科に在学する者がいなくなるまで存続する。
- 3 平成 31 年度から平成 33 年度における収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学部学科	年度		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
社会福祉学部			
福祉心理学科	350 人	370 人	390 人
医療福祉学科	126 人	82 人	40 人
健康福祉学科	250 人	250 人	250 人
子ども学部			
子ども学科	220 人	240 人	260 人

附 則（平成 30 年 9 月 21 日則第 1 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 18 日則第 3 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日則第 7 号）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日則第 2 号）

- 1 この学則は、令和元年 9 月 27 日から施行する。
- 2 別表第 1 の子ども学部子ども学科及び別表第 3 の子ども学部子ども学科については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日則第 3 号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日則第 2 号）

この学則は、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日則第 7 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 27 日則第 5 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 別表第 1 については、令和 2 年 9 月 28 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 24 日則第 6 号）

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日則第 10 号）

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 29 日則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 の子ども学科専門科目 2022 年度入学者カリキュラム、別表第 2 の子ども学部子ども学科教職課程（幼稚園）2022 年度入学者カリキュラム及び別表第 2 の子ども学部子ども学科教職課程（小学校）2022 年度入学者カリキュラムについては、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日則第 3 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 25 日則第 1 号）

この学則は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 21 日則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則は、令和 6 年度以降入学者から適用し、令和 5 年度以前入学者は、なお改正前の規定の効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 6 年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者には、当該者が入学する年次の在学生の規定を適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 7 日則第 6 号）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則は、令和 6 年度以降入学者から適用し、令和 5 年度以前入学者は、なお改正前の規定の効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 6 年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者には、当該者が入学する年次の在学生の規定を適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 30 日則第 1 号）

この学則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 6 日則第 3 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則は、令和 7 年度以降入学者から適用し、令和 6 年度以前入学者は、なお改正前の規定の効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 7 年度以降に編入学、転入学及び再入学をする者には、当該者が入学する年次の在学生の規定を適用する。

## 別表第1（第23条）

## 社会福祉学部授業科目一覧表

## 全学共通基礎科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
全 学 共 通 基 礎	人 文 科 学	現代社会と心理	2	2	
		日本語A	2	2	
		日本語B	2	2	
		発達と学習の心理学	1	2	
	社 会 科 学	現代日本の経済	2	2	
		日本国憲法	1	2	
		世界の歴史と福祉	2	2	
		多文化とあそび	2	2	
		ソーシャル・キャピタル論	1	2	
		福祉文化とボランティア	1	2	
		家政学	1	2	
		障害者福祉論	1	2	
生活の経営と経済		2	2		
焼津地域学		2	1		
働く人たちの仕事と生活	1	2			
自 然 科 学	統計学の基礎	1	2		
	自然科学の基礎	1	2		
	公衆衛生学	2	2		
	数の世界	1	2		
	くらしと科学	1	2		
	自然探究と科学	2	2		
	データサイエンスの基礎	1	2		
	生活と工学	2	2		
外 国 語	英語A	1	2		
	英語B	1	2		
	英語C	2	2		
	英語D	2	2		
	英語コミュニケーションA	1	2		
	英語コミュニケーションB	1	2		
	英語コミュニケーションC	2	2		
	英語コミュニケーションD	2	2		
	中国語A	1	2		
	中国語B	1	2		
	韓国語A	1	2		
	韓国語B	1	2		
ス ポ ー ツ	生活と健康	1	2		
	生涯スポーツⅠ	1	1		
	生涯スポーツⅡ	1	1		
	レクリエーション概論	1	2		
	レクリエーション・ワーク	1	1		
	レクリエーション実習	2	1		
教 養 講 読 A B 基 礎 セ ミ ナ ー I II キ ャ リ ア 支 援 I - A I - B II - A II - B III - A III - B ス タ デ ィ ア ー ( 国 際 交 流 に つ い て 学 ぶ )	教養講読A	2	2		
	教養講読B	2	2		
	基礎セミナーⅠ	1	1		
	基礎セミナーⅡ	1	1		
	キャリア支援Ⅰ-A	2	1		
	キャリア支援Ⅰ-B	2	1		
	キャリア支援Ⅱ-A	3	1		
	キャリア支援Ⅱ-B	3	1		
	キャリア支援Ⅲ-A	4	1		
	キャリア支援Ⅲ-B	4	1		
	スタディツアー(国際交流について学ぶ)	1	2		

全学共通基礎科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
全 学 共 通 基 礎	情 報	情報リテラシー	1	2	
		表計算演習	1	2	
		コンピュータシステムA	1	2	
		コンピュータシステムB	1	2	
		情報セキュリティと情報倫理	1	2	
		マルチメディア表現演習A	2	2	
		マルチメディア表現演習B	2	2	

※2023年度以前入学者の履修を可能とし、修得単位を卒業要件として認定する。

※2022年度以前入学者の「焼津地域学」の履修は不可。(基礎セミナーⅢと同時開講)

※2022年度以前入学者が「公衆衛生学」を履修する場合は、健康福祉学科専門科目の医療福祉科目の分野に該当する。

※2024年度以前入学者の「スタディツアー(国際交流について学ぶ)」の履修を可能とし、修得単位は卒業要件に参入する。

社会福祉学部 共通専門科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
専 門 科 目	社会福祉の原理と政策A	1		2	
	社会福祉の原理と政策B	1		2	
	社会学と社会システム	1		2	
	心理学と心理的支援	1		2	
	医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	1		2	
	社会福祉調査の基礎	3		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	1		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職(社会)	1		2	
	ソーシャルワークの理論と方法A	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法B	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法(社会)A	3		2	
	ソーシャルワークの理論と方法(社会)B	3		2	
	地域福祉と包括的支援体制A	2		2	
	地域福祉と包括的支援体制B	2		2	
	福祉サービスの組織と経営	3		2	
	社会保障A	1		2	
	社会保障B	1		2	
	高齢者福祉	2		2	
	障害者福祉	2		2	
	児童・家庭福祉	2		2	
	貧困に対する支援	2		2	
	保健医療と福祉	3		2	
	権利擁護を支える法制度	3		2	
	刑事司法と福祉	3		2	
	ソーシャルワーク演習	1		1	
	ソーシャルワーク演習(社会)A	2		1	
	ソーシャルワーク演習(社会)B	2		1	
	ソーシャルワーク演習(社会)C	3		1	
	ソーシャルワーク演習(社会)D	3		1	
	ソーシャルワーク実習指導(社会)A	2		1	
	ソーシャルワーク実習指導(社会)B	3		1	
	ソーシャルワーク実習指導(社会)C	3		1	
	ソーシャルワーク実習(社会)I	2		1	
ソーシャルワーク実習(社会)II	3		4		
社会福祉科目 (II群)	児童思春期精神保健	2		2	
	小児保健A	1		2	
	小児保健B	2		2	
	子どもと食生活A	1		2	
	子どもと食生活B	2		2	
	障がい者コミュニケーション入門	1		2	
	ケアマネジメント論A	2		2	
ケアマネジメント論B	2		2		
卒業研究	卒業研究 I	3	4		
	卒業研究 II	4	4		



福祉心理学科 専門科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
専 門 科 目	心理学概論A	1		2	
	心理学概論B	1		2	
	心理学統計法A	1		2	
	心理学統計法B	1		2	
	心理学実験A	2		2	
	心理学実験B	2		2	
	心理学研究演習	3		2	
	乳幼児心理学	2		2	
	発達心理学A	1		2	
	発達心理学B	1		2	
	知覚・認知心理学	3		2	
	臨床心理学概論	1		2	
	心理学的支援法	2		2	
	教育心理学	3		2	
	産業・組織心理学	3		2	
	社会心理学	2		2	
	学習・言語心理学	3		2	
	心理的アセスメント	2		2	
	心理演習A	2		2	
	心理演習B	3		2	
	心理演習C	3		2	
	福祉心理学	2		2	
	障害者・障害児心理学	2		2	
	心理調査概論	3		2	
	心理学研究法	2		2	
	感情・人格心理学	2		2	
	公認心理師の職責	3		2	
	司法・犯罪心理学	3		2	
	健康・医療心理学	2		2	
	教育・学校心理学	3		2	
	社会・集団・家族心理学	3		2	
	神経・生理心理学	2		2	
	関係行政論	3		2	
	心理実習A	4		1	
心理実習B	4		1		
心理学文献講読A	2		1		
心理学文献講読B	2		1		
精 神 保 健 科 目	現代の精神保健の課題と支援A	1		2	
	現代の精神保健の課題と支援B	1		2	
	精神医学と精神医療A(精神疾患とその治療A)	2		2	
	精神医学と精神医療B(精神疾患とその治療B)	2		2	
	精神保健福祉の原理A	2		2	
	精神保健福祉の原理B	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神)A	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神)B	3		2	
	精神障害リハビリテーション論	3		2	
	精神保健福祉制度論A	2		2	
	精神保健福祉制度論B	3		2	

福祉心理学科 専門科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考	
			必修	選択		
専 門 科 目	精 神 保 健 科 目	ソーシャルワーク演習(精神)A	3		1	
		ソーシャルワーク演習(精神)B	3		1	
		ソーシャルワーク演習(精神)C	4		1	
		ソーシャルワーク実習指導(精神基礎)	3		1	
		ソーシャルワーク実習指導(精神)A	3		1	
		ソーシャルワーク実習指導(精神)B	4		1	
		ソーシャルワーク実習指導(精神)C	4		1	
		ソーシャルワーク実習(精神)Ⅰ	3		2	
		ソーシャルワーク実習(精神)Ⅱ	4		3	
	ス ク ー ル ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 科 目	スクールソーシャルワーク論	3		2	
		スクールソーシャルワーク演習	3		1	
		スクールソーシャルワーク実習指導	4		1	
		スクールソーシャルワーク実習	4		2	
		教育原理	2		2	
		教育(学校)経営学	2		2	
		生徒指導論	2		2	

健康福祉学科 専門科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
介護福祉科目 (I群)	人間関係とコミュニケーション	1		2	
	発達と老化の理解A	2		2	
	発達と老化の理解B	2		2	
	認知症の理解A	2		2	
	認知症の理解B	2		2	
	障害の理解A	2		2	
	障害の理解B	2		2	
	こころとからだのしくみA	1		2	
	こころとからだのしくみB	1		2	
	アニマルセラピー演習	2		1	
介護福祉科目 (II群)	介護福祉	1		2	
	介護の基本A	1		2	
	介護の基本B	1		2	
	介護の基本C	2		2	
	介護の基本D	2		2	
	介護の基本E	3		2	
	コミュニケーション技術A	1		2	
	コミュニケーション技術B	2		2	
	生活支援技術A	1		1	
	生活支援技術B	1		1	
	生活支援技術C	1		1	
	生活支援技術D	1		1	
	生活支援技術E	1		1	
	生活支援技術F	1		1	
	生活支援技術G	2		1	
	生活支援技術H	2		1	
	生活支援技術I	2		1	
	生活支援技術J	2		1	
	介護過程A	1		2	
	介護過程B	2		2	
	介護過程C	2		2	
	介護過程D	3		2	
	介護過程E	3		2	
	介護総合演習A	1		1	
	介護総合演習B	2		1	
	介護総合演習C	3		1	
	介護総合演習D	3		1	
	医療的ケアA	3		2	
	医療的ケアB	3		2	
	医療的ケアC	4		2	
介護福祉実習 I	1		2		
介護福祉実習 II	2		3		
介護福祉実習 III	3		5		
健康福祉科目	健康科学概論	1	2		
	健康づくりの運動(レクリエーション)	3		1	
	健康づくりの運動(エアロビクス)	3		1	
	健康づくりの運動(アクアビクス)	2		1	
	心身の健康	2		2	
	健康トレーニング論	2		2	
	健康生理学	1		2	
	健康と食生活	2		2	
	体力測定評価演習	3		2	
	運動障害と機能回復	3		2	
	機能解剖学	1		2	

健康福祉学科 専門科目

専 門 科 目	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
健 康 福 祉	アダプテッドスポーツ論	1		2	
	アダプテッドスポーツ演習	1		2	
	スポーツレクリエーション概論	3		2	
医 療 福 祉 科 目	医療福祉論	1		2	
	リハビリテーション論	1		2	
	医療マネジメント論	2		2	
	地域医療連携論	2		2	
	病院インターンシップ	2		1	

## 別表第1（第23条）

## 子ども学部授業科目一覧表

## 全学共通基礎科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
全 学 共 通 基 礎	人文科学	現代社会と心理	2		2
		日本語A	2		2
		日本語B	2		2
		発達と学習の心理学	1		2
	社会科学	現代日本の経済	2		2
		日本国憲法	1		2
		世界の歴史と福祉	2		2
		多文化とあそび	2		2
		ソーシャル・キャピタル論	1		2
		福祉文化とボランティア	1		2
		家政学	1		2
		障害者福祉論	1		2
生活の経営と経済		2		2	
焼津地域学	2		1		
働く人たちの仕事と生活	1		2		
自然科学	統計学の基礎	1		2	
	自然科学の基礎	1		2	
	公衆衛生学	2		2	
	数の世界	1		2	
	くらしと科学	1		2	
	自然探究と科学	2		2	
	データサイエンスの基礎	1		2	
	生活と工学	2		2	
外国語	英語A	1		2	
	英語B	1		2	
	英語C	2		2	
	英語D	2		2	
	英語コミュニケーションA	1		2	
	英語コミュニケーションB	1		2	
	英語コミュニケーションC	2		2	
	英語コミュニケーションD	2		2	
	中国語A	1		2	
	中国語B	1		2	
	韓国語A	1		2	
	韓国語B	1		2	
スポーツ	生活と健康	1		2	
	生涯スポーツⅠ	1		1	
	生涯スポーツⅡ	1		1	
	レクリエーション概論	1		2	
	レクリエーション・ワーク	1		1	
	レクリエーション実習	2		1	
総合基礎	教養講読A	2		2	
	教養講読B	2		2	
	基礎セミナーⅠ	1	1		
	基礎セミナーⅡ	1	1		
	キャリア支援Ⅰ-A	2	1		
	キャリア支援Ⅰ-B	2	1		
	キャリア支援Ⅱ-A	3	1		
	キャリア支援Ⅱ-B	3	1		
	キャリア支援Ⅲ-A	4		1	
	キャリア支援Ⅲ-B	4		1	
	スタディツアー（国際交流について学ぶ）	1		2	

全学共通基礎科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考	
			必修	選択		
全 学 共 通 基 礎	情 報	情報リテラシー	1		2	
		表計算演習	1		2	
		コンピュータシステムA	1		2	
		コンピュータシステムB	1		2	
		情報社会と倫理	1		2	
		マルチメディア表現演習A	2		2	
		マルチメディア表現演習B	2		2	

※2023年度以前入学者の履修を可能とし、修得単位を卒業要件として認定する。

※2022年度以前入学者の「焼津地域学」の履修は不可。(基礎セミナーⅢと同時開講)

※2022年度以前入学者が「公衆衛生学」を履修する場合は、健康福祉学科専門科目の医療福祉科目の分野に該当する。

※2024年度以前入学者の「スタディツアー(国際交流について学ぶ)」の履修を可能とし、修得単位は卒業要件に参入する。

子ども学科専門科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
子 ど も 専 門	保育実践入門	1	2		
	教育原理	1	2		
	保育原理	1	2		
	教育心理学	1		2	幼保モデル・幼小モデル必修
	発達心理学	1		2	幼保モデル・幼小モデル必修
	保育の心理学	1		2	幼保モデル必修
	教育方法論(情報通信技術の活用を含む)	1		2	幼保モデル・幼小モデル必修
	教職・保育者論	1		2	幼保モデル必修
	教職論	1		2	幼小モデル必修
	子どもの保健	2		2	幼保モデル必修
	子どもの食と栄養	2		2	幼保モデル必修
	幼児理解の理論と方法	3		2	幼保モデル・幼小モデル必修
	乳児保育Ⅰ	1		2	幼保モデル必修
	乳児保育Ⅱ	1		1	幼保モデル必修
	子どもの健康と安全	2		1	幼保モデル必修
	子育て支援	2		1	幼保モデル必修
	教育・保育課程論	2		2	幼保モデル必修
	教育課程論	2		2	幼小モデル必修
	教育社会学	3		2	幼保モデル・幼小モデル必修
	保育・教育相談	3		2	幼保モデル必修
	教育相談	3		2	幼小モデル必修
	生徒・進路指導論	3		2	幼小モデル必修
	子どもと言葉	1		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	子どもと健康	2		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	子どもと人間関係	2		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	子どもと環境	2		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	子どもと表現	2		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	表現基礎	1		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	音楽基礎	1		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	造形基礎Ⅰ	1		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	子どもと運動	1		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	表現応用	1		1	
	造形基礎Ⅱ	1		1	
	歌唱	3		1	
	造形と創造	3		1	
	ピアノパートリー	3		1	
	視覚伝達デザイン	3		1	
	子どものための音楽表現	3		1	
	歌唱(アンサンブル)	4		1	
	ピアノ実践	4		1	
	保育内容総論	2		1	幼保モデル・幼小モデル必修
	保育内容指導法(健康)	2		2	幼保モデル・幼小モデル必修
保育内容指導法(人間関係)	2		2	幼保モデル・幼小モデル必修	
保育内容指導法(環境)	2		2	幼保モデル・幼小モデル必修	
保育内容指導法(言葉)	2		2	幼保モデル・幼小モデル必修	
保育内容指導法(表現)	2		2	幼保モデル・幼小モデル必修	
保育所実習指導Ⅰ	2		1	幼保モデル必修	
保育実習Ⅰ(保育所)	2		2	幼保モデル必修	
施設実習指導Ⅰ	3		1	幼保モデル必修	
保育実習Ⅰ(施設)	3		2	幼保モデル必修	
保育所実習指導Ⅱ	3		1		
保育実習Ⅱ	3		2		
施設実習指導Ⅱ	3		1		
保育実習Ⅲ	3		2		

子ども学科専門科目

	授 業 科 目 の 名 称	配当 年次	単位数		備 考	
			必修	選択		
子 ど も 専 門	幼稚園教育実習指導	4		1	幼保モデル・幼小モデル必修	
	幼稚園教育実習	4		4	幼保モデル・幼小モデル必修	
	保育・教職実践演習	4		2	幼保モデル必修	
	教職実践演習(幼・小)	4		2	幼小モデル必修	
	国語	1		2		
	社会	1		2		
	算数	1		2		
	生活	1		2		
	家庭	1		2		
	体育	1		1		
	理科	2		2		
	小学校音楽	2		1		
	図画工作	2		1		
	小学校英語	2		2		
	国語科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	社会科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	算数科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	理科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	生活科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	図画工作科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	体育科指導法	2		2	幼小モデル必修	
	音楽科指導法	3		2	幼小モデル必修	
	家庭科指導法	3		2	幼小モデル必修	
	小学校英語指導法	3		2	幼小モデル必修	
	道徳理論と指導法	2		2	幼小モデル必修	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	幼小モデル必修	
	小学校教育実習Ⅰ(学校体験活動)	2		1	幼小モデル必修	
	小学校教育実習指導	3		1	幼小モデル必修	
	小学校教育実習Ⅱ	3		3	幼小モデル必修	
	家 庭 支 援 と 福 祉	社会福祉	1		2	幼保モデル必修
		子ども家庭福祉	2		2	幼保モデル必修
		子ども家庭支援の心理学	2		2	幼保モデル必修
社会的養護Ⅰ		3		2	幼保モデル必修	
社会的養護Ⅱ		3		1	幼保モデル必修	
子ども家庭支援論		2		2	幼保モデル必修	
相談援助		3		1		
子 育 地 域 と 支 援	地域子育て支援論	3		2		
発 達 障 害 児 と 保 護 者 支 援	障がい児保育	2		2	幼保モデル必修	
	特別支援教育	2		2	幼保モデル・幼小モデル必修	
	発達支援論	3		2		
	発達支援演習	3		1		
	カウンセリング演習	3		1		
	親子関係支援論	4		1		
親子関係支援演習	4		1			
卒 業 研 究	卒業研究Ⅰ	3	2			
	卒業研究Ⅱ	4	4			



別表第2（第24条）

子ども学部 教職に関する科目一覧表

子ども学部子ども学科 教職課程(幼稚園)

授業科目の名称		配当 年次	単位数		備 考
			必修	選択	
教 育 職 員 の 免 許 に 関 する 規 定 施 行 規 則 目 録	第6条の6	日本国憲法	1	2	
	第6条の6	生活と健康	1	2	
		生涯スポーツI	1		1
		生涯スポーツII	1		1
	第6条の6	英語A	1		2
		英語B	1		2
		英語C	2		2
		英語D	2		2
		中国語A	1		2
	第6条の6	中国語B	1		2
		情報リテラシー	1		2
	第6条の6	表計算演習	1		2
	小 計				
職 業 課 程 ( 幼 稚 園 )	領域及び保育内容の指導法に関する科目	子どもと健康	2	1	
		子どもと運動	1	1	
		子どもと人間関係	2	1	
		子どもと環境	2	1	
		子どもと言葉	1	1	
		子どもと表現	2	1	
		表現基礎	1	1	
		表現応用	1		1
		音楽基礎	1	1	
		歌唱	3		1
		歌唱(アンサンブル)	4		1
		ピアノレパートリー	3		1
		ピアノ実践	4		1
		子どものための音楽表現	3		1
		造形基礎I	1	1	
		造形基礎II	1		1
		造形と創造	3		1
		視覚伝達デザイン	3		1
		保育内容総論	2	1	
		保育内容指導法(健康)	2	2	
保育内容指導法(人間関係)	2	2			
保育内容指導法(環境)	2	2			
保育内容指導法(言葉)	2	2			
保育内容指導法(表現)	2	2			
小 計					25単位以上
園 程 ( 幼 稚 園 )	教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	1	2	
		教職・保育者論	1		2
		教職論	1		2
		教育社会学	3	2	
		教育心理学	1	2	
		発達心理学	1	2	
		特別支援教育	2	2	
		教育・保育課程論	2		2
		教育課程論	2		2
		教育方法論(情報通信技術の活用を含む)	1	2	
		幼児理解の理論と方法	3	2	
		保育・教育相談	3		2
		教育相談	3		2
		幼稚園教育実習指導	4	1	
		幼稚園教育実習	4	4	
保育・教職実践演習	4		2		
教職実践演習(幼・小)	4		2		
小 計					27単位以上
合 計					61単位以上

子ども学部子ども学科 教職課程(小学校)

		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
教 職 課 程  ( 小 学 校  )	教 育 職 員 の 免 許 に 関 する 規 定 を 行 う る 科 目	第6条 日本国憲法	1	2		どちらか選択必修     2単位以上     どちらか選択必修
		第6条 生活と健康	1	2		
		第6条 生涯スポーツⅠ	1		1	
		第6条 生涯スポーツⅡ	1		1	
		第6条 英語A	1		2	
		第6条 英語B	1		2	
		第6条 英語C	2		2	
		第6条 英語D	2		2	
		第6条 中国語A	1		2	
		第6条 中国語B	1		2	
	第6条 情報リテラシー	1		2		
	第6条 表計算演習	1		2		
	小計					9単位以上
	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	国語	1		2	10単位以上
		社会	1		2	
		算数	1		2	
		理科	2		2	
		生活	1		2	
		小学校音楽	2		1	
図画工作		2		1		
家庭		1		2		
体育		1		1		
小学校英語		2		2		
国語科指導法		2	2			
社会科指導法		2	2			
算数科指導法		2	2			
理科指導法		2	2			
生活科指導法		2	2			
音楽科指導法		3	2			
図画工作科指導法		2	2			
家庭科指導法	3	2				
体育科指導法	2	2				
小学校英語指導法	3	2				
小計					30単位以上	
学 校 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目 等	教育原理	1	2		31単位 70単位以上	
	教職論	1	2			
	教育社会学	3	2			
	教育心理学	1	2			
	発達心理学	1	2			
	特別支援教育	2	2			
	教育課程論	2	2			
	道徳理論と指導法	2	2			
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2			
	教育方法論(情報通信技術の活用を含む)	1	2			
	生徒・進路指導論	3	2			
	教育相談	3	2			
	小学校教育実習指導	3	1			
	小学校教育実習Ⅰ(学校体験活動)	2	1			
小学校教育実習Ⅱ	3	3				
教職実践演習(幼・小)	4	2				
小計					31単位	
合計					70単位以上	

## 別表第3（第40条）

## 社会福祉学部 卒業要件一覧表

## 福祉心理学科

科目区分		修得単位
全学共通基礎科目	外国語	4単位以上
	人文科学・社会科学・自然科学	20単位以上
	スポーツ	
	総合基礎	
	情報	2単位以上
	計	26単位以上
専門科目	社会福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	10単位以上
	心理科目	12単位以上
	精神保健科目	4単位以上
	スクールソーシャルワーク科目	0単位以上
	他学部他学科開講科目	0～16単位
	卒業研究	8単位
	計	34単位以上
基礎科目または専門科目から		64単位以上
合計		124単位以上

※卒業単位124単位以上

遠隔授業の方法により修得することができる単位は、60単位を超えないものとする。

※基礎セミナーⅠ、基礎セミナーⅡ 2単位必修

※キャリア支援Ⅰ-A、キャリア支援Ⅰ-B、

キャリア支援Ⅱ-A、キャリア支援Ⅱ-B 4単位必修

※卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ 8単位必修

健康福祉学科

科目区分		修得単位
全学共通基礎科目	外国語	4 単位以上
	人文科学・社会科学・自然科学	20 単位以上
	スポーツ	
	総合基礎	
	情報	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	介護福祉科目 I・II 群	12 単位以上
	健康福祉科目	4 単位以上
	医療福祉科目	2 単位以上
	他学部他学科開講科目	0～16 単位
	卒業研究	8 単位
	計	36 単位以上
基礎科目または専門科目から		62 単位以上
合計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

遠隔授業の方法により修得することができる単位は、60 単位を超えないものとする。

※基礎セミナー I、基礎セミナー II 2 単位必修

※キャリア支援 I-A、キャリア支援 I-B、  
キャリア支援 II-A、キャリア支援 II-B 4 単位必修

※卒業研究 I、卒業研究 II 8 単位必修

※健康科学概論 2 単位必修

別表第3（第40条）

子ども学部 卒業要件一覧表

子ども学科

科目区分		修得単位
全学共通基礎科目	外国語	4単位以上
	人文科学・社会科学・自然科学	20単位以上
	スポーツ	
	総合基礎	
	情報	2単位以上
	計	26単位以上
専門科目	専門科目	98単位以上
他学部他学科の専門科目		0～16単位 (専門科目に算入)
合計		124単位以上

※卒業単位 124単位以上

遠隔授業の方法により修得することができる単位は、60単位を超えないものとする。

※基礎科目 各1単位必修

基礎セミナーⅠ、基礎セミナーⅡ、  
キャリア支援Ⅰ-A、キャリア支援Ⅰ-B、  
キャリア支援Ⅱ-A、キャリア支援Ⅱ-B

※専門科目 各2単位必修

教育原理、保育原理、保育実践入門、卒業研究Ⅰ

※専門科目 4単位必修

卒業研究Ⅱ